

岐阜県立西濃高等特別支援学校部活動活動方針

■目標

- (1) 健康な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (2) 心身の健康を助長し、余暇を有意義に活用する態度を育成する。
- (3) 集団生活において主体的に協力する態度を育成する。

■部の設置

- ・サッカー部（男） ・卓球部（男女）
- ・音楽部（男女） ・パソコン部（男女） ・美術部（男女） ・地域支援部（男女）

■活動時間・休養日

(1) 平日活動

- ・夏季（4月～10月）は、18時00分までとし、活動終了後は、すみやかに下校する。
- ・冬季（11月～3月）は、17時15分までとし、活動終了後は、すみやかに下校する。
- ・時間外活動を行う場合は、翌月分の「月間活動計画」（様式2）を月末までに提出し、校長の許可を得る。
- ・活動は顧問の付き添い指導のもとで行う。
- ・休養日を一日以上設ける。

(2) 時間外活動

①早朝活動

- ・8時25分までは自主的な活動をすることができる。ただし、部活動を理由に遅刻することは許されない。

②休日活動

- ・土曜日及び日曜日のどちらかの1日とし、活動時間は3時間程度とする。
- ・「月間活動計画」（様式2）を提出し、校長の許可を得る。
- ・活動は顧問の付き添い指導のもとで行う。
- ・土日の大会参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

③定期考査期間中の活動

- ・定期考査の1週間前から定期考査の終了時まで部活動は原則として禁止する。
- ・考査期間中又は考査後1週間以内に公式試合等があり、特に活動が必要な場合は、「定期考査期間中活動許可願」を提出し、校長の許可を得る。ただし、活動時間は原則として1時間以内とする。
- ・長期休業中の活動
- ・活動は顧問が付き添い指導可能な日とする。

(3) 対外活動

- ・公式試合・練習試合・発表会等すべての対外活動は、「部活動生徒引率・指導伺書」を提出し、校長の許可を得る。
- ・終了後はすみやかに「部活動生徒引率・指導報告書」を提出する。
- ・すべての対外活動は、顧問の引率を必要とする。

- ・授業を欠席しなければならない場合は「公欠許可願」を提出し、許可を得る。

(4) 合宿・宿泊を伴う対外活動

別に定める「宿泊を伴う活動について」に従い、校長の許可を得て行う。

①申請・許可の手続き方法

- ②顧問は、「宿泊活動許可願」を提出し、校長の許可を得る。ただし、宿泊を伴う校外活動を実施する場合は、「対外活動許可願」も併せて提出し、校長の許可を得る。

- ・顧問は、宿泊を伴う活動中、参加生徒と寝起きを共にし、その指導にあたる。

③保護者の承諾

- ・参加生徒は、保護者の「宿泊活動承諾書」を校長に提出する。

④期 間

- ・原則として長期休業中とし、1回の宿泊を伴う活動は3泊4日以内とする。ただし、特別の場合は、校長の許可を得る。

⑤健康診断

- ・宿泊を伴う活動に参加する生徒は、必要に応じて医師の健康診断を受ける。

⑥指導上の留意点

- ・綿密な宿泊活動計画を作成し、日課時間を厳守する。
- ・経費は過度の負担にならないよう配慮する。
- ・服装は制服・トレーニングウェアを原則とする。
- ・貴重品の管理には十分な注意を払う。
- ・火気の使用には十分注意し、事故防止に努める。
- ・施設の使用規則を遵守し、使用後は清掃・整理整頓を徹底する。
- ・施錠・鍵の保管等、管理者との連絡を密にする。
- ・校内施設の使用にあたって不適当な行為があったと認められる場合は、使用を禁止することがある。
- ・その他、各顧問の責任において安全・健康に留意する。

■体罰の禁止

部活動顧問（社会人、外部指導者を含む）は、部活動の実施に当たっては、体罰・ハラスメント・不適切な発言等のない指導をあらためて徹底する。

■安全配慮と緊急体制の整備

日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行う。

■保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問としての指導に関する基本方針・年間、月間計画等を明確にし、保護者に示す。